

庁議（令和8年4月7日）結果について

- 1 開催日 令和8年4月7日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 産業振興部長、市民部長、都市整備部長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長、職員課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主管

6 付議事項

- (1) 令和3年度平塚漁港左岸導流堤機能保全工事その1の請負代金等請求事件（訴訟）
における和解案について

概要	令和3年度平塚漁港左岸導流堤機能保全工事その1の請負代金に関する訴訟について、原告側及び被告側が合意した和解案が裁判所から提示された。今後、6月議会に上程し、議決を経て和解を成立したい。 工事名：令和3年度平塚漁港左岸導流堤機能保全工事その1 請負金額：148,500,000円 受注者：株式会社 甲斐組
結果	審議の結果承認された。

- (2) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の理由</p> <p>平成23年6月の税制関連法案の成立により、認定NPO法人以外のNPO法人に寄附を行った場合も、都道府県や市町村が指定したNPO法人への寄附金であれば、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる。本市でも、現在4法人を指定し、当条例で定めている。</p> <p>今回、申出のあったNPO法人「特定非営利活動法人 フードバンク湘南」の指定期間の更新、また、更新をせず指定期間満了となるNPO法人「NPO法人 スローライフ障害者地域活動支援センター」の指定を取り消すため、当条例の一部を改正するものである。</p> <p>2 改正の要点</p> <p>更新申出のあったNPO法人1人と、更新申出がなく指定期間満了となるNPO法人1人について、当条例別表の修正を行う。</p>
結果	審議の結果承認された。

- (3) 市営住宅の不法占拠者に対する訴えの提起について

概要	入居承継の基準に該当しない状態で占拠している者について、市営住宅の明渡請求及び家賃相当損害金の支払いに係る訴えを提起したい。
結果	審議の結果承認された。

以上